

広島県告示第五百六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年五月十四日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標榜している診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
医療法人藤田内科医院	尾道市長江一丁目二三―八	精神通院医療	内科・小児科	藤田道雄	平成十九年五月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
コスモ薬局府中店	安芸郡府中町浜田本町一―二八	精神通院医療	平成十九年五月一日
オール薬局府中店	安芸郡府中町大通二丁目八―二一	精神通院医療	平成十九年五月一日
オール薬局中通店	呉市中通一丁目三―二二	精神通院医療	平成十九年五月一日
そうごう薬局大竹店	大竹市立戸二丁目六―二五	精神通院医療	平成十九年五月一日
加計病院前薬局	山県郡安芸太田町下殿河内七一〇―一	精神通院医療	平成十九年五月一日
アイワ薬局 廿日市平良	廿日市市上平良三五八―一	精神通院医療	平成十九年五月一日
ほのか薬局南蔵王店	福山市南蔵王町三丁目八―一〇	精神通院医療	平成十九年五月一日